

南砺市告示第155号

南砺市こどもの遊び場整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年10月13日

南砺市長 田中幹夫

南砺市こどもの遊び場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市こどもの遊び場整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもの遊び場 不特定多数の未就学児及び小学校低学年の児童に利用させることを目的とする屋内の施設で、次に掲げる全てを満たすものをいう。
- ア 常設であること。
 - イ 床面積が原則として30平方メートル以上あること。
 - ウ 遊具、玩具その他必要な設備を有すること。

(2) 新設 新たに遊び場を整備することをいう。

(3) 拡張 既存の遊び場の床面積の増加及び遊具等の追加を図る整備をすることをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内におけるこどもの遊び場（以下「遊び場」という。）の充実を図るため、遊び場を新設又は拡張（以下「整備」という。）する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に

掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に事務所を有する法人若しくは団体であること。
- (2) 遊び場を設置する建物の所有者又は管理者であること。
- (3) 市税その他の市に対する納付金を滞納していないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (5) 会員、構成員等に南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と密接な関係のある者を含まない団体であること。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する遊び場の整備とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する工事費及び備品購入費（未使用品に限る。）の合計額とする。
- 3 他の補助金等の交付の対象とされた経費は、補助対象経費としない。ただし、南砺市ふるさと納税等を活用した補助金交付要綱（令和7年南砺市告示第91号）の規定に基づく補助金の交付の対象とされた経費については、当該補助金を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の区分等)

第6条 補助金の区分、補助金の額及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、南砺市ごとの遊び場整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積明細書
- (4) 位置図及び遊具の配置図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、南砺市こどもの遊び場整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく南砺市こどもの遊び場整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業期間

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により変更等を承認したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により変更等を承認したときは、交付決定者に文書を交付して通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して15日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、南砺市こどもの遊び場整備事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払を証する書類

(2) 遊び場の整備状況を示す写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、南砺市こどもの遊び場整備事業補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、南砺市こどもの遊び場整備事業補助金請求書(様式第6号)による。

(補助金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分)

第14条 規則第18条第1項に規定する市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年とする。

(協力の要請)

第15条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて当該遊び場の利用状況等の情報提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

補助金の区分	補助金の額	補助限度額
遊び場（無料で使用させるもの）の整備	補助対象経費の1／2以内	1,000,000円
遊び場（有料で使用させるもの）の整備	補助対象経費の1／4以内	